

# 大阪府共募※事務局情報※No.173(改訂版2)

(2016.06.17)

## 「平成28年4月地震大分県被災者義援金」の募集について

### 1 趣 旨

平成28年4月の地震により大分県内に災害が発生したことを受け、大分県共同募金会では、県内被災者の方々の生活支援の一助とするために被災者義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

平成28年4月地震大分県被災者義援金

### 3 受付期間

平成28年4月22日(金)から平成28年9月30日(金)まで

なお、終期は短縮または延長する場合があります。

### 4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 0732631	社会福祉法人大分県共同募金会
ゆうちょ銀行		00950-1-308896	大分県共同募金会熊本地震大分県義援金

○ 大分銀行は、本店・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ 上記以外の他銀行等からの振込みやATMまど窓口以外の振込みの場合には、振込手数料がかかります。

(注)熊本地震義援金と区別するために必ずお名前の後ろに(大分)と明記ください。

○ゆうちょ銀行口座は準備中です。

### 5 義援金の配分

大分県共同募金会でとりまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配分します。

### 6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置(寄付金控除、損金算入)が認められる寄附金に該当します。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、大分県共同募金会の「平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要となります。

### 7 問い合わせ先

大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

## ※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「平成28年4月地震大分県被災者義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、被災県共同募金会発行の領収書のみ有効です

ので、本会へ「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から被災県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

## 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「平成28年4月地震大分県被災者義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

## 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」(サービス区分コード 131010)

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記の経理区分及び科目にて処理をお願いします。